**老人ホームへの入所措置等の指針について**

（平成１８年３月３１日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知）

**第７の２、３、４の抜粋**

**第７　措置の開始、変更及び廃止**

２　措置の変更

養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所又は養護受託者への委託　の措置のうち、いずれかの措置をとられている老人が他の措置をとることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において、措置を変更するものとする。

３　老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置は、当該措置を受けて　いる老人が次のいずれかに該当する場合、その時点において、措置を廃止するものとする。

（１）措置の基準に適合しなくなった場合

（２）入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が３箇月以上にわたることが明らかに予想される場合、又はおおむね３箇月を超えるに至った場合

（３）養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合

（４）特別養護老人ホームへの入所の措置を受けている老人が、やむを得ない事由の解消により、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合

４　措置後の入所継続の要否

老人ホームの入所者については、年１回入所継続の要否について見直すものとする。